

学校感染症と出席停止の基準

《学校保健安全法施行規則第18、19条（2023年5月）》

| 分類 | 病名 | 出席停止の基準 | |
|-----|-----------------|---|---|
| 第1種 | (※) | 治癒するまで | |
| 第2種 | インフルエンザ | 発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで | |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症後5日、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで | |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで | |
| | 麻疹（はしか） | 解熱した後3日を経過するまで | |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで | |
| | 風疹 | 発疹が消失するまで | |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで | |
| | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消失した後2日を経過するまで | |
| | 結核 | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで | |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | | |
| 第3種 | コレラ | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで | |
| | 細菌性赤痢 | | |
| | 腸管出血性大腸菌感染症 | | |
| | 腸チフス | | |
| | パラチフス | | |
| | 流行性角結膜炎 | | |
| | 急性出血性結膜炎 | | |
| | その他の感染症 | 溶連菌感染症 | 適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能 |
| | | ウイルス性肝炎 | A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要 |
| | | 手足口病 | 発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可 |
| | | 伝染性紅斑 | 発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能 |
| | | ヘルパンギーナ | 発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可 |
| | | マイコプラズマ感染症 | 急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能 |
| | | 感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症） | 下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能 |
| | | アタマジラミ | 出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける） |
| | | 伝染性軟属腫（水いぼ） | 出席可能（多発発疹者はプールでのビート板共用は避ける） |
| | | 伝染性膿痂疹（とびひ） | 出席可能（プール、入浴は避ける） |

※第1種学校感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、バスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）